

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(抄)

平成 18 年 7 月 7 日
閣 議 決 定

第 3 章 財政健全化への取組

1. 歳出歳入一体改革に向けた取組

(別紙)

地方財政

(5) 地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。交付税について、地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図る。地方税について、国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。

以上の点を中心に住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。

また、道州制導入の検討を促進する。

2006年7月3日

2. 各論

(3) いわゆる“再生型破綻法制”の整備

護送船団方式により形成された「国が何とかしてくれる」という神話が、財政規律の緩みにつながってきた面を否定できない。経営に失敗すれば、自治体も破綻という事態に立ち至る、という危機感を持つことが、地方財政の規律の回復のために必要であるとの指摘がある。

自治体運営においては何より住民への行政サービスを継続することが重要であり、その意味でも、いわゆる“破綻”の意味するところを明確にし、透明な早期是正措置によってその事態を回避し、再生への道筋を明らかにすることが重要である。

この観点から、いわゆる“再生型破綻法制”の検討に早期に着手し、3年以内に整備すべきである。その際、透明なルールに基づく早期是正措置を講じ、それでもうまくいかなかった場合に再生手続きに入るという2段階の手続きとすべきである。この手続きにおいては、正確な財政情報が重要となるために、その分析等において第三者機関等の活用が考えられる。また、激変緩和のための移行期間（10年程度）を設け、移行期間中は、既に発行された地方債についての旧勘定と、新制度下で発行される地方債についての新勘定に分けて管理し、いわゆる“再生型破綻法制”の適用は新勘定に限定すべきである。

これらの点を踏まえた、いわゆる“再生型破綻法制”の制度の概要を今秋までに作成・公表すべきである。